

令和8年10月吉日

関係機関・団体 御中

厚生労働省労働基準局監督課

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組
に関する要請書の送付について

日頃より、労働行政に格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。以下「法」という。）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）に基づき過労死等防止対策に取り組んでいるところですが、法第5条に定める11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、集中的な啓発等を行うこととしております。

この取組の一環として、労使の主体的な取組を促すため、関係機関・団体に対して、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組等に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行いますので、過重労働解消キャンペーンの趣旨をご理解いただき、関係団体・企業等に対する周知・啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、先だってお送りした過労死等防止啓発月間の「しごとより、いのち」のパンフレット裏面に、本キャンペーンの取組等を記載しておりますので、周知・啓発等の実施に当たりご活用いただきますようお願い申し上げます。

過重労働解消キャンペーン特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html



【担当】厚生労働省労働基準局監督課
特定分野労働条件対策係

【連絡先】03-5253-1111（内線5542）